

(仕様書2) 共通仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (3) 低位置に商品購入ボタンがあること。
(ただし、物件番号2, 5, 6, 9については、屋外対応機種がない場合は奈良県総務部管財課管理係に相談すること。)

2 販売品目等の条件

- (1) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。容器種別等詳細は、(仕様書1)入札物件一覧表を確認すること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格(定価)以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者(設置事業者の連結子会社等)に行わせようとする場合は、(様式9)自動販売機の管理に関する届出書を奈良県に提出すること。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルするとともに、周辺の清掃を行うこと。特に、夏の期間等利用客の多い時期については、使用済み容器の回収回数を増やすなどし、回収ボックス周辺に長時間にわたり容器が散乱することのないよう、くれぐれも環境を整えること。
- (3) 自動販売機を設置するに当たっては、据え付け面を十分に確認し、「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自動販売機協議会作成)に従って転倒防止措置を適切に講じた形で、安全に設置すること。設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機を設置する際は、事前に施設管理者と打ち合わせを行うこと。

4 注意事項

上記の内容に加え、個別の条件がある物件については、(仕様書3)個別仕様書を確認すること。